

八王子市告示第 292 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年八王子市告示第 171 号により指定した区域の一部の指定を解除するもので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 24 年 12 月 27 日

八王子市長 石森 孝志

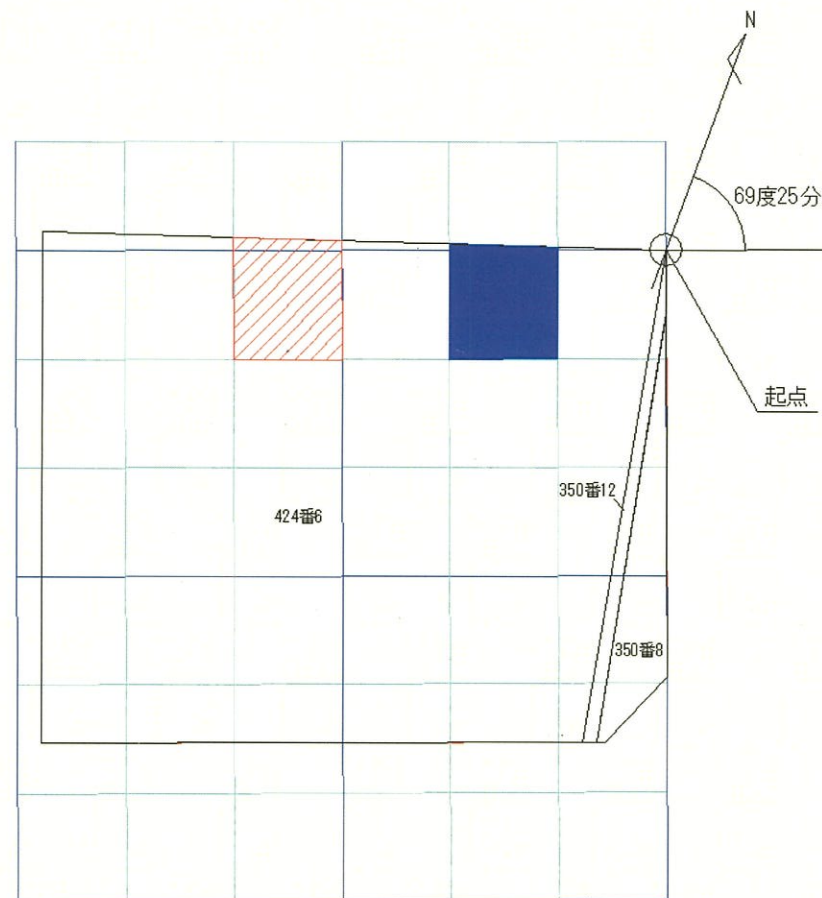
記

- 1 指定を解除する区域 別図のとおり（八王子市下恩方町 424 番 6 の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

<問合せ先>

環境部環境保全課

別図



【起点】

起点は、八王子市下恩方町 424 番 6

【格子の回転角度】 69 度 25 分

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域
-  筆境界
-  単位区画境界